

単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当：中溝、金崎 電話：222-3952)

件 名	(単価契約) 磁気テープ類のリサイクル処理委託
予 定 数 量	(磁気テープ類のリサイクル処理) 60,000 kg/年 (磁気テープ類の保管用ボックス) 3,400 ケース/年
契 約 期 間	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日 まで
契 約 条 件	欄外「委託仕様書」のとおり。

委 託 仕 様 書

受託者（以下「乙」という。）は、磁気テープ類（ビデオテープ、カセットテープ等）のリサイクルに関する業務（以下「処理業務」という。）の委託に関し、この委託仕様書に定めるところにより、実施しなければならない。

（委託する事項）

第1条 京都市（以下「甲」という。）が一般廃棄物として回収した磁気テープ類について、それらに含まれる有用な資源の回収及びリサイクルに係る処理業務を委託する。ただし、若干の不純物を含むものとする。

（法令の遵守）

第2条 乙は、受託業務を遂行するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及びその他の関係法令の規定を遵守し、誠実に行うものとする。

（引渡場所）

第3条 磁気テープ類の引渡場所は、以下のストックヤードとする。（ただし、事情により変更する可能性がある。）積込作業は、乙が細心の注意を払い行うものとする。

名 称	所在地
上京リサイクルステーション	京都市上京区甲斐守町 100
東部まち美化事務所	京都市左京区高野西開町 34-3
山科まち美化事務所	京都市山科区小野弓田町 3
南部まち美化事務所	京都市南区西九条森本町 50
西部まち美化事務所	京都市右京区西院西貝川町 57-1
西京まち美化事務所	京都市西京区桎原秤谷町 37
伏見まち美化事務所	京都市伏見区横大路千両松町 447

（引渡日時）

第4条 磁気テープ類の引渡日時は、原則として毎週水曜日とする。ただし、発生量の多寡その他の事情により当該日時を調整する必要があるときは、あらかじめ甲乙協議する。また、時間帯は、9時から13時まで、及び14時から16時30分までとする。

2 乙は、甲からの依頼があれば、引渡時に磁気テープ類の保管用としてボックス（サイズは概ね430(W)×280(H)×300(D)mmで紙製又はプラスチック製で20kg程度は収納可能な強度）を納品するものとする。

（処理業務）

第5条 乙は、第1条に定める業務を実施するに当たり、次に定めるところにより、誠実に行うものとする。

- (1) 最大限の注意を持って、諸法令を遵守して履行すること。特に個人情報等の漏えいについては万全の対策を取ること。
- (2) 回収した磁気テープ類については、重量を計量し記録すること。計量は1kg以下の単位まで測定できる、計量法に適合する機器により行うこと。
- (3) これまでに本市の磁気テープ類のリサイクル処理業務を履行した実績がない場合は、最初の業務履行前に本市の視察を受けること。
- (4) 計量確認のため必要に応じて本市の立ち入りを受け入れること。
- (5) 異物についても、適正に処理を行うこと。
- (6) 乙は必要に応じて臨機の措置を取ること。

ア 乙は、業務の遂行上、災害の防止その他緊急の必要があるときは、臨機の措置を講じなければならない。

イ 乙は、臨機の措置を講じるとき、又は講じたときは、速やかに甲に協議し、又は報告しなければならない。

(事故の措置)

第6条 乙は、委託業務遂行中に、重大な事故が発生した時は直ちに応急の措置を取るとともに、速やかに、その状況を甲に報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 乙は、受託業務実施中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、全て乙の責任と負担において処理するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(委託料の支払)

第8条 甲は、乙から各月の委託業務の完了報告を受け、その委託業務の履行を確認した後、乙からの適法な請求書を受領した時は、30日以内に乙に当該請求金額を支払うものとする。

(報告等)

第9条 乙は、委託料を請求した後、証拠書類及び事業実績報告書を1箇月以内に、甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙に対し、この契約による委託業務の遂行に関し調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、帳簿類その他必要な書類の提出を命じることができる。

(守秘義務)

第10条 乙は、本業務履行に当たり知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、本業務の履行終了後も同様とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、異議の申立て又は補償金等の請求はできないものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める委託基準に適合しなくなったとき。
- (2) 前号のほか、乙がこの契約に違反し、この契約の目的を達することができないと認められたとき。

(その他)

第12条 受託者は、本委託契約書を交わす際、本業務の履行に必要な全ての許可証の写しを契約書に添付すること。

2 予定数量は、過去の実績に基づく予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

3 本業務に関し甲乙間に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則によるほか、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。